

福井県における建設リサイクルの実施に関する指針の概要

(福井県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針)

第1章 本指針の位置付け法第4条に基づき、国が第3条で定めた基本方針に即して作成

第2章 建設リサイクルを促進するための基本的方向

基本理念

循環型社会の構築、
環境立県 福井

分別解体等および再資源化の方向

発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処理

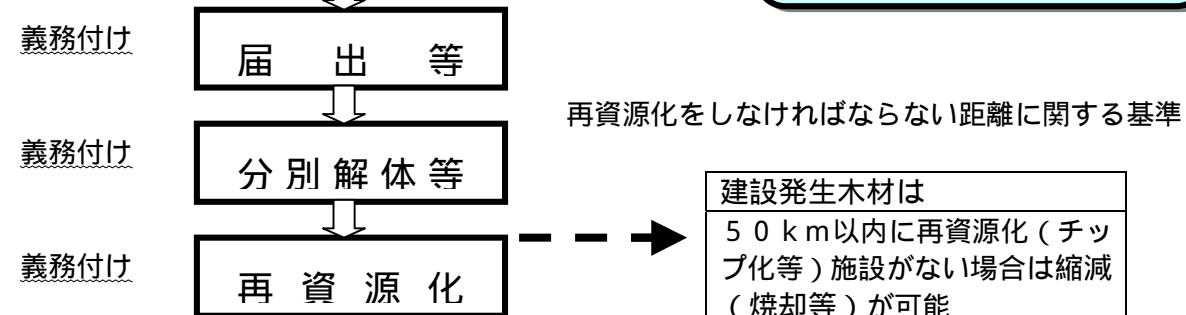
関係者の役割 (役割分担と連携、積極的参加)

・資材製造者、設計者、発注者、元請業者、建設業者、廃棄物処理業者、県、市町村

特定建設資材を用いた対象建設工事の規模基準

建築物解体	延床面積 80㎡以上
建築物新築	延床面積 500㎡以上
建築物修繕・模様替	工事額 1億円以上
土木工作物	工事額 500万円以上

建設資材のリサイクルの流れ



第3章 発生抑制のための方策

建設資材廃棄物は減量化が困難なものが多く、発生抑制が特に必要、計画設計段階の取組み
関係者の役割 ...耐久性の向上、長寿命設計、発生抑制工法、建設資材の選択
適切な維持管理・修繕による長期的使用、施工技術の開発

第5章 再生建設資材の利用を促進するための方策

再生建設資材の積極的利用、需要の範囲内での利用拡大・創出、品質・安全性の確保
関係者の役割 ...新たな再生資材の開発・製造、再生資材の選択・使用、品質の安定、
安全性の確保、発注者の理解啓発
県(公共)事業における利用の目標 ...「グリーン購入法」再生資材の率先利用
リサイクル原則化ルールの徹底
「福井県認定リサイクル製品」の積極的活用、利用拡大を促進

第4章 再資源化等に関する目標の設定と再資源化を促進するための方策

再資源化施設の確保・整備促進、処理コストの削減・技術開発、再生資材の利用
特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する具体的方策と目標の設定

コンクリート塊	再生骨材等	平成22年度 再資源化等率 95%以上
建設発生木材	再生木質ボード、マルチング材、発電燃料	
アスファルトコンクリート塊	再生アスファルト	

県事業においては、平成17年度までに再資源化等率100%を目指す。

安全かつ経済的な再資源化の促進、分別解体の実施により最終処分量の減量化

第6章 その他の重要事項

意義に関する知識の普及(広範な県民の協力が必要 環境教育、広報活動、情報提供)
建設資材のリサイクルに要する適正な費用の支払い(発注者、受注者の実施義務の確保)
「福井県廃棄物処理計画」に基づく他の廃棄物の減量化・リサイクル施策との連携
特定建設資材のリサイクルの適正な実施の確保 ...「分別解体等」「再資源化等」を図るため、本指針等を考慮し助言・勧告、命令等を行う。「解体工事業登録」実施の確保

「分別解体等」と「再資源化等」の対象となる建設資材は コンクリート、鉄筋コンクリート等、木材、アスファルト・コンクリート